

再審査の申立てについて（教育委員会関係）

次のとおり卒業式及び入学式において非常勤講師等に対し起立による国歌の斉唱の強制を行わないこと等を求める団体交渉に係る不当労働行為救済申立事件について再審査を申し立てる。

当事者及び名	事件概要
1 申立人 大阪市 被申立人 大阪教育合同労働組合 2 中央労働委員会 不当労働行為救済再審査申立事件	卒業式及び入学式において非常勤講師等に対し起立による国歌の斉唱の強制を行わないこと等（以下「本件要求事項」という。）を求めて被申立人が申し入れた団体交渉を本市が拒否した行為（以下「本件拒否」という。）は、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒む不当労働行為であるとして、被申立人が、本市に対し、本件拒否をしないこと及び本件拒否に関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成25年11月7日に、本市に対し、本件要求事項のうち労働条件に関わる事項について誠実に団体交渉に応じるとともに、今後当該事項に関する団体交渉を拒否するような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を被申立人に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので再審査の申立てを行うもの

平成25年11月19日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

卒業式及び入学式において非常勤講師等に対し起立による国歌の斉唱の強制を行わないこと等を求める団体交渉に係る不当労働行為救済申立事件の再審査を申し立てるため、この案を提出する次第である。